

通学安全リーダー ハンドブック

【通学安全リーダーの心得^{こころえ}】

- ◎ 交通ルール・マナーをきちんと守ります。
- ◎ 常に危険^{つね}を予測^{きけん}し、下級生のお手本となる安全な行動を心がけます。
- ◎ すすんであいさつをします。
- ◎ 友だちや下級生を思いやり^{せつ}、やさしく接します。



新6年生になる皆さんへ^{みな}

皆さん^{みな}がけがをしたり、命を落としかねない交通事故^{じこ}や犯罪^{はんざい}は、いつ、どこで起こるかわかりません。

交通事故^{じこ}や犯罪^{はんざい}にあわないために、皆さんには、「通学安全リーダー」として、交通ルールはもちろん、事件・事故を防ぐための知識^{ちしき}や、危険を予測・回避する能力などを身につけて、下級生のお手本となる行動をお願いします。

茨城県教育委員会教育長^{いばらきけん} 柴原 宏一^{しばはら こういち}

学校名

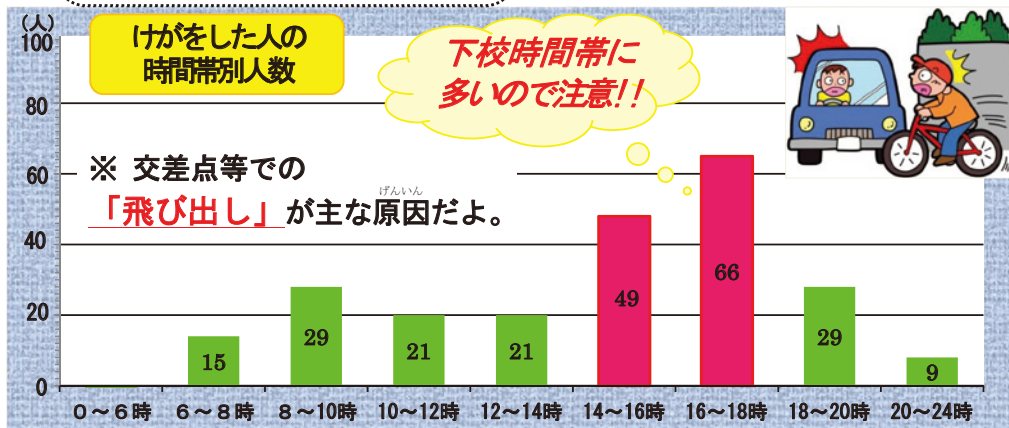
年 組 氏名

小学生の交通事故の特徴

《令和元年中の状況》

- ・起こった数 : 264件
- ・けがをした人 : 239人
- ・亡くなった人 : 0人

※ 14時～18時で
半数近くの115人が
けがをしています。



基本的な交通ルール・マナー

◆道路を歩くとき◆

- ・道路は、歩道がある場合には必ず歩道を歩き、歩道がない場合には右側（右はし）を歩く。
- ・飛び出しは、絶対にしない。
- ・ふざけたり、遊びながら歩かない。

◆道路を横断するとき◆

- ・見通しの悪い場所では、いったん止まって、右左の安全を確認める。
- ・信号機がある場所では、信号が青になっても右左の安全を確認める。
- ・信号が変わりそうなときは、無理にわたらず、次が変わるのを待つ。
- ・信号機がない場所では、車が来ないかどうかをよく確かめてから横断する。（ななめに横断しない。）
- ・交差点では、曲がってくる車に注意しながら横断する。

交通事故防止のための「5つのポイント」

1 止まる

信号機のある・なしにかかわらず、横断するときは、必ず止まる。

2 見る

周りが安全かどうか、自分の目でしっかりと見る。

3 確かめる

安全に通行できるかどうか、もう一度、よく確かめる。

4 待つ

通行する車や自転車があるときは、通り過ぎるのを待つ。

5 もしかして

車や自転車があるかもしれない…と、事前に危険を予測する。

【交通安全に関する留意点】

《通学時》

- 登校班がある場合は、**集合時間**をきちんと守り、欠席するときは、同じ班の人に**必ず連絡**しましょう。
- また、登校するときは、きちんと**一列に並んで**歩きましょう。
- 車などの動きに十分注意して、**慎重な行動**を心がけましょう。



《雨の日》

- 雨の日は**視界が悪く**、**安全確認が不十分になりがち**です。
- 早めに家を出るなど、時間に**ゆとりをもって**行動し、**無理な横断や飛び出し**は絶対しないようにしましょう。
- かさやレインコートは、黄色など**明るく目立つ色**のものを使いましょう。



《夕方や夜間》

- 夕方や夜間は、昼間に比べて**視界が悪く**、周りの様子がわかりにくくなることから、**交通事故の危険性も高くなります**。
- 車の運転手から見えやすいように**白っぽい目立つ服装**を心がけ、**反射材**を身に付けるようにしましょう。自転車に乗る際には必ずライトを点灯しましょう。

《冬期》

- 寒い日の朝や雪が降った日は、**道路が凍って滑りやすくなります**。
- いつもより**気をつけて歩き**、**転ばないように**十分注意しましょう。

《踏切》

- 踏切では、**手前で必ず止まり**ましょう。また、**警報機が鳴り始めてからは**、踏切内に**絶対に立ち入らない**ようにしましょう。
- 警報機や遮断機のない踏切では**、**一度止まり**、**右左を見て**、電車が来ていないか十分に確認してから渡りましょう。



《自転車》

- 自転車は“**車の仲間**”です。**交通ルールを守り**、**ヘルメットを着用**して安全に乗りましょう。

※ **定期的な点検・整備**を
忘れずに…。
(裏表紙も参照)

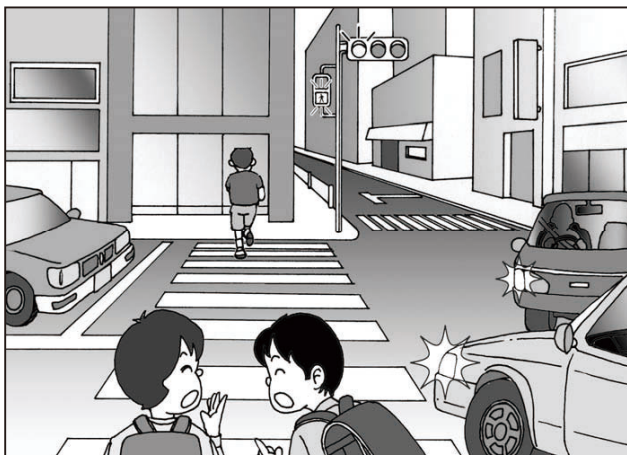
— 自転車事故に備えて保険に加入しましょう —

自転車の事故では、自分がけがをするだけでなく、相手にけがをさせたり、物を壊したりすることがあります。これらの場合に備え、保険に加入しておきましょう。

☆ どん^{きけん}なところに危険がひそんでいるか、
考えてみよう。

《ケース① 信号機のある交差点》

信号機のある交差点で、信号が青に変わり、
横断歩道を渡ろうとしています。



※危険予測では、場面の様子や状況
をよくとらえ、目に見えている危険ばかりでなく、目に見えない危険を予測することが重要です。

● どのような危険が予測できますか…？

● その危険をさけるには、どうしたらよいでしょうか…？

《ケース② 歩道を自転車で行くとき》

幼児を連れたお母さんとお年寄りがいる
「自転車通行可」の歩道を走行しています。



※ 歩いている人の気持ちも考えてみよう。

● どのような危険が予測できますか…？

● その危険をさけるには、どうしたらよいでしょうか…？

こんなときどうする…?!

○ 不審な人にあつた・目撃した!!

不審な人の声かけ (例)

- おもちゃやお金などで誘う。
- 子どもの興味のあることで誘う。
「子イヌが生まれたから見に来て…」など
- 困っている人のふりをする。
「重い荷物を運ぶので手伝って…」など
- 知り合いのふりをする。
「お母さんが交通事故にあつたから、一緒に病院へ来て…」など
- その他、変な頼みごとをする。

※ これらに限らず、あの手この手で声をかけてくるので、「こんなときどうする…?!」といったことを友達などと話し合っておこう。

学校や家などの
緊急時の連絡先
または
110番へ

※ 次のことをできるだけ
正確に伝えましょう。



- ① 学校名や学年、氏名
- ② いつ、どこで起こったか?
- ③ 犯人を見たか?
(人相、車の色やナンバーなど)
- ④ 現場はどうなっているか?
(けが人や被害の状況 など)



不審な人にあつてしまったら…?!

【主な対処方法】(例)

- カバンをつかまれたら…
捨てて逃げる (ダッシュする)。
- 声をかけられたり、車の中から道を聞かれたりしたら…
つかまれないように、連れ込まれないように、できるだけ離れる。

《いざというときに逃げ込める場所》



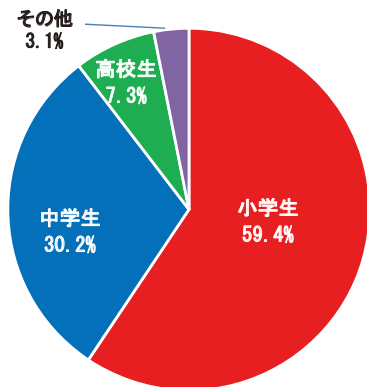
ぼうはん 防犯の合言葉

～いかのおすし～

いか 行かない
の 乗らない
お 大声を出す
す すぐに逃げる
し 知らせる

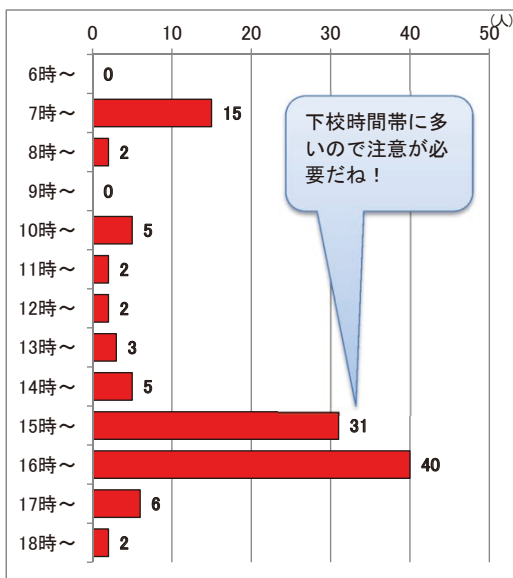


平成 30 年度中に不審者にあったのは？



小学生は、声をかけられたり、つきまとわれたり、写真をとられたりという被害が多い。

小学生が不審な人にあった時間帯



不審な人にあわないようにするために

- 登下校では必ず**決められた通学路**を通るようにしましょう。
- **車道**からなるべく**離れて歩く**ようにし、通る車には十分注意しましょう。
- **路上駐**車している車には**近づかない**ようにしましょう。
- 同じ方面の友達と一緒に下校し、**できるだけ一人にならない**ように心がけましょう。
- 一人になってしまう場合には、時々後ろをふり返るなど、**周りの様子に気を付ける**ようにしましょう。
- マンションなどでエレベーターを利用する場合には、知らない人が一緒にいたら先に乗ってもらい、後で乗るように伝えましょう。
- 防犯ブザーは**ランドセルのすぐ手が届く場所**につけるようにしましょう。

◎ 家の周りや通学路の様子を調べて書いてみよう!!

- ・危険な場所の様子，110番の家などを記入してみよう。
- ・危険な場所があったら，先生や友だちにも話してみよう。

※ 「HONDA セーフティマップ」を活用し，
危険な場所などを書き込んでみよう。

“セーフティマップ” で検さく

※ 危険な場所（例）

- ・道路がせまい，見通しが悪い
- ・車（大型車）が多く通る
- ・人通りが少ない
- ・公園や空き地で木が茂っているなど，周りから見えにくい

～保護者の皆さまへ～

子供たちが、より安全に、適切に行動できる力を育むためには、**保護者の皆さまの協力は不可欠**です。ご家庭におかれましても、次のことについて日ごろから指導・声かけをお願いします。

- 自宅付近の交通状況や危険箇所の状況に応じ、通学路と一緒に歩いたり、自転車に乗るなどして、子供と同じ目線に立った指導をお願いします。
- 登校時に余裕をもって送り出したり、外出時には行き先を告げ、暗くなる前に帰宅を促すなど、よい習慣づくりへの声かけをお願いします。
- 自転車に乗せるときは、ヘルメットを着用させ、定期的な点検・整備をお願いします。
- 自転車は被害者にも加害者にもなることから、各ご家庭でお子さんに對しての損害賠償責任保険への加入をお願いします。

(令和元年6月に茨城県交通安全条例が一部改正され、自転車保険加入の条文が追加されました。)

- ・ お子様が自転車を利用する場合、自転車保険への加入に努めなければなりません。
- ・ お子様に対して、交通事故の防止及び自転車の安全な利用について必要な指導を行うよう努めなければなりません。

【自転車安全利用五則】

1 自転車は車道が原則、歩道は例外

※ ただし、13歳未満の子供が自転車を運転している時は、歩道を通行することができます。歩く人に気を付けて運転しましょう。

2 車道は左側を通行

- ・ 自転車は、道路の左側に寄って通行しなければなりません。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- ・ 歩道では、いつでも止まれるスピードで運転しましょう。

4 安全ルールを守る

- ・ **二人乗りの禁止** ・ **並進の禁止** ・ **夜間はライトを点灯** ・ **信号を守る**
- ・ **交差点での一時停止と安全確認**

5 子供はヘルメットを着用

- ・ 児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

自転車は「くるま」の仲間であり、自転車利用者は車両の運転者であることへの指導、声かけをお願いします。

— 緊急時の連絡先 —



()



()



()

— ハンドブックに関する問い合わせ先 —

茨城県教育庁学校教育部保健体育課健康教育推進室学校保健・安全担当
〒310-8588 水戸市笠原町 978 番 6

TEL 029-301-5349 (直通)

FAX 029-301-5369

